

誤請求による消費税相当額の返金について（お詫び）

このたび、下記対象期間において、当院産婦人科に入院・通院されていた患者様の医療費の一部請求について、消費税を非課税とすべきところ、制度の認識不足から誤って課税扱いしていたことが判明いたしました。

これにより、一部の患者様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当院といたしましては、二度とこのようなことがないよう、医療費請求事務に関わる職員の理解を深め、患者様に信頼される病院づくりに努めてまいりますので、なにとぞご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 課税扱いとしていた費用

- (1) 妊娠中の分娩時以外（切迫早産、切迫流産等）の入院に係る個室利用料
- (2) 妊娠中の分娩時以外（切迫早産、切迫流産等）の入院に係る病衣貸与料

2. 返金方法

対象者の皆さまにお詫びと返金方法のお知らせを順次郵送いたします。

同封の書類に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

3. 対象期間

平成24年5月～令和4年5月

4. 誤請求の対象と消費税相当額の内訳

個室利用料：1日200～1,000円、病衣：1日3～5円

※金額は年度によって異なります。

5. お問い合わせ先

〒933-8525 富山県高岡市二塚387-1

富山県済生会高岡病院 医事課

電話 0766-21-0570（内線1161） 平日（土日祝日除く）8：30～17：15

E-mail：igi-ka1@takaoka-saiseikai.jp